Dインターチェンジからｆインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
Dインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	6,000円	7,500円
Eインターチェンジからｃインターチェンジまでの往復	3,500円	4,400円
Eインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	3,700円	4,700円
Eインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	4,800円	6,000円
Fインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	6,800円	8,500円
Fインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	4,800円	6,000円
Gインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	8,000円	10,000円
Gインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	6,000円	7,500円
Hインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	10,000円	12,500円
Hインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	8,000円	10,000円

(ハ)　実施する期間

平成29年12月８日から同年12月28日まで及び平成30年１月４日から同年４月９日まで。

(ニ)　適用インターチェンジ

Aインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから浦和インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに新空港自動車道の成田インターチェンジから新空港インターチェンジまで並びに京葉道路の幕張インターチェンジから蘇我インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで及び境古河インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	東北自動車道の岩槻インターチェンジから羽生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の桶川北本インターチェンジから五霞インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Dインターチェンジ	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Eインターチェンジ	磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の豊栄新潟東港インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから巻潟東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Fインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の黒部インターチェンジから富山西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Gインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の小杉インターチェンジから金沢西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Hインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の白山インターチェンジから福井インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ａインターチェンジ	東北自動車道の西那須野塩原インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｂインターチェンジ	東北自動車道の郡山インターチェンジから二本松インターチェンジまで及び磐越自動車道の郡山ジャンクションから会津若松インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｃインターチェンジ	東北自動車道の郡山ジャンクションから二本松インターチェンジまで及び磐越自動車道の郡山ジャンクションから会津若松インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｄインターチェンジ	関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジから水上インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｅインターチェンジ	関越自動車道の湯沢インターチェンジから六日町インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｆインターチェンジ	上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから更埴ジャンクションまで及び長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。
ｇインターチェンジ	上信越自動車道の長野インターチェンジから上越高田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第19号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年12月７日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人

料金公告の変更

料金公告中、別添３のうち、別紙３中、１．(1)②(ロ)を次のとおり改める。